



令和5年 (2023年) 5月18日(木)

No. 15897 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会  
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)  
郵便番号 104-0061  
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347  
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4  
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円  
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

目次

☆中国知財の最新動向 第37回  
中国及び世界の主要国におけるAnti-Suit Injunction (訴訟差止命令、禁訴令)の概要(1)

中国知財の最新動向 第37回

中国及び世界の主要国におけるAnti-Suit Injunction  
(訴訟差止命令、禁訴令)の概要

BLJ法律事務所  
弁護士 遠藤 誠<sup>1</sup>

I. はじめに

「Anti-Suit Injunction」(ASI)とは、実質的に同一の紛争が複数の国の裁判所に係属する並行訴訟において、一方当事者による外国裁判所での提訴等の司法的救済を禁止するという差止命令をいう(日本語では「訴訟差止命令」、中国語では「禁訴令」と呼ばれる)。また、一国の裁判所が下した「Anti-Suit

Injunction」への対抗手段として、「Anti-Suit Injunction」を受けた当事者が、さらに他国の裁判所でそれを差し止めるために、「Anti-Anti-Suit Injunction」(AASI)を求めることがある。

周知のとおり、2022年2月、中国の禁訴令についてEUがWTO紛争解決手続の二国間協議を要請した。また、2022年12月、EUは、WTOに紛争処理小委員



弁理士法人 新樹グローバル・アイピー

大阪府北区南森町1丁目4番19号サウスホレストビル11階 〒530-0054  
Tel 06-6316-5533 Fax 06-6316-5544  
[www.giplaw-osaka.co.jp](http://www.giplaw-osaka.co.jp) [mailosaka@giplaw-osaka.co.jp](mailto:mailosaka@giplaw-osaka.co.jp)

代表弁理士 山下 託嗣	弁理士 夫 世進	弁理士 福山 正寿	弁理士 合路 裕介 <sup>*</sup>
代表弁理士 村井 康司	弁理士 石川 貴之	弁理士 金田 祥子	弁理士 香山 良樹
代表弁理士 加藤 秀忠	弁理士 金 亨泰	弁理士 小林 亜子	弁理士 古賀 稔久
弁理士 堀川 かおり	弁理士 小出 宗一郎	弁理士 黒川 惇	弁理士 松山 習
弁理士 元山 雅史	弁理士 三崎 正輝 <sup>*</sup>	弁理士 西尾 剛輝	弁理士 魯 佳瑛
弁理士 小野 健太郎	弁理士 岡崎 信治	弁理士 大西 一郎	弁理士 上田 雅子
弁理士 川分 康博	弁理士 吉田 新吾	(日本弁理士ABC順)	
弁理士 遠藤 真治	中国弁理士 鄭 徳虎	韓国弁理士 朴 沼泳	
シニアカウンセラー 弁理士 小野 由己男 <sup>*</sup>	カスタマー・サービスマネージャー	日本弁理士	

(日本弁理士ABC順)

韓国弁理士 朴 沼泳  
日本弁理士

<sup>\*</sup>米国パテント・エージェント試験合格者(未登録)